

006GCP17



401560

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)	変更報告書 No.2
【根拠条文】	法第27条の25 第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】(3)	エルジーティー投資顧問株式会社 代表取締役
【住所又は本店所在地】(3)	東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー34 階
【報告義務発生日】(4)	平成18年2月28日
【提出日】	平成18年3月7日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】(5)	その他



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	アイ・ティー・エックス株式会社
会社コード	2725
上場・店頭の種類	上場
上場証券取引所	ヘラクレス
本店所在地	東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番5号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)ノ1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(「外国の投資信託」)
氏名又は名称	クラスファンド IT ベンチャーズ (JPY) (Class Fund IT Ventures (JPY))
住所又は本店所在地	ニューインベストメントリミテッド ジョージタウン グランドケイマン B.W.I.
旧氏名又は名称	上記英語表記 (New Investments Limited, George Town, Grand Cayman, B.W.I.)
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2000年3月
代表者氏名	コンラッド・ベキングー
代表者役職	ダイレクター
事業内容	投資信託

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	エルジーティー投資顧問株式会社 熊谷悟
電話番号	03-6229-1440

(2)【保有目的】(9)

純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	6,220株		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証書(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 6,220株	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 6,220株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年9月30日現在)	S 490,000株
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)*100)	1.27%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	6.80%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
別紙 第二号様式を参照				

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

--

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	925,131 (千円)
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	925,131 (千円)

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 第二号様式

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成 18 年 1 月 17 日	普通株券	100 株	処分	市場売却の為不明	335,950 円
平成 18 年 2 月 9 日	普通株券	8 株	処分	市場売却の為不明	270,000 円
平成 18 年 2 月 14 日	普通株券	100 株	処分	市場売却の為不明	217,500 円
平成 18 年 2 月 16 日	普通株券	40 株	処分	市場売却の為不明	217,000 円
平成 18 年 2 月 20 日	普通株券	104 株	処分	市場売却の為不明	188,298 円
平成 18 年 2 月 21 日	普通株券	200 株	処分	市場売却の為不明	191,050 円
平成 18 年 2 月 22 日	普通株券	160 株	処分	市場売却の為不明	205,000 円
平成 18 年 2 月 23 日	普通株券	150 株	処分	市場売却の為不明	213,833 円
平成 18 年 2 月 24 日	普通株券	110 株	処分	市場売却の為不明	226,000 円
平成 18 年 2 月 25 日	普通株券	23 株	処分	市場売却の為不明	241,391 円
平成 18 年 2 月 28 日	普通株券	24,060 株	処分	市場売却の為不明	215,000 円

(記載上の注意)

この様式は、法第 27 条の 25 第 2 項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第 2 提出者に関する事項」の「(4) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること。

- a 報告義務が発生した日の 60 日前の日の翌日以降、報告義務が発生した日までの間の株券等の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、1 日に 2 回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ 1 日分を合算して記載すること。ただし、平成 2 年 1 2 月 1 日より前の株券等の取得又は処分の状況については、記載することを要しない。
- b 「株券等の種類」欄には、株券、新株引受権証券、新株予約権証券、新株予約権付社債券等の別を記載し、株券等に種類がある場合には、その別を記載すること。
なお、旧新株引受権証券等がある場合には、その旨を注記すること。
- c 「数量」欄には、取得し、又は処分した株券等の数量を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。
- d 「取得又は処分の別」欄には、「取得」又は「処分」のいずれかを記載すること。
- e 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その旨を記載すること。
- f 「単価」欄には、売買により株券等を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等売買以外の方法により株券等を取得し、又は処分した場合にはその旨記載すること。

POWER OF ATTORNEY

Know all men by these presents, that **New Investments Limited/Class Fund IT Ventures (JPY)**, a investment management company in the Cayman Islands organised and existing under the laws of the Cayman Islands, and having its registered office located at **New Investments Limited c/o LGT Bank in Liechtenstein (Cayman) Limited UBS House P.O. Box 852 George Town Grand Cayman B.W.I.**, does hereby constitute, designate and appoint LGT investment management (Japan) Co.,Ltd. with office at 34th floor, Izumi Garden Tower 1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo Japan. with full power of substitution and revocation, to represent and act for and in the name, place and stead of the Company in Japan for the following purposes:

- 1) To prepare, execute and report generally to represent the Company in connection with the statement of the major stake holder to be reported with the Director of Kanto Local Finance Bureau of Japan under the Chapter 2-3 of the Law Concerning Securities Trading;
- 2) To prepare, execute and deliver the copy of the statement to entities which reporting is required by the Law Concerning Securities Trading;

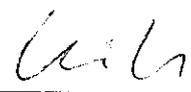
In witness whereof, the Company has caused this Power of Attorney to be executed in its name and on its behalf by its duly authorised officer on this June 3rd, 2004.

New Investments Limited/Class Fund IT Ventures (JPY),

Signature 

Name MICHAEL BURKE

Director

Signature 

Name Th. Giger

Officer

委任状

ケイマン諸島の法律に基づいて設立され、存続し、ケイマン諸島 グランドケイマン ジョージタウン UBSハウス P.O.Box 852 L G Tバンクインリヒテンシュタイン(ケイマン) リミテッド内ニューインベストメントリミテッドに登録された事務所を有するニューインベストメントリミテッド/クラスファンド I Tベンチャーズ(J P Y)は、本書により、〒106-6034 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー34階に事務所を有するL G T投資顧問株式会社を、当会社の正当かつ適切な代理人と定め、以下の目的の為に、日本において当会社の名において当会社を代理する一切の権限を与える。

- 2) 証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書の作成及び関東財務局への提出。
- 2) 証券取引法によって定められた報告書の写しの送付。

上記を証するため、当会社は、2004年6月3日、本委任状に当会社の名において、当会社の為に、正当に受権された役員をして署名せしめた。

ニューインベストメントリミテッド
/クラスファンド I Tベンチャーズ(J P Y)

署名 _____

名前 _____

ダイレクター

署名 _____

名前 _____

ダイレクター